

## 吸収分割にかかる事前開示書面

(吸収分割会社：会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく開示事項  
吸収分割承継会社：会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に基づく開示事項)

2024 年 2 月 22 日

株式会社エクサウィザーズ

株式会社 ExaMD

東京都港区東新橋一丁目9番2号  
株式会社エクサウィザーズ  
代表取締役 春田 真

東京都港区芝浦四丁目2番8号  
株式会社 ExaMD  
代表取締役 羽間 康至

株式会社エクサウィザーズ（以下「当社」又は「分割会社」といいます。）及び株式会社 ExaMD（以下「承継会社」といいます。）は、2024年2月13日付で吸収分割契約を締結し、2024年4月1日を効力発生日として、分割会社が営む健康・医療領域のマルチモード AI プロダクト・サービスに関する事業に関する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件吸収分割」といいます。）を行うこととしました。

本件吸収分割に関する事項は、下記のとおりです。

## 記

### 1. 吸収分割契約の内容

別紙1の吸収分割契約書に記載のとおりです。

### 2. 分割の対価の定め相当性に関する事項

#### (1) 株式の数に関する事項

本件吸収分割に際して、承継会社は、普通株式100株を発行し、分割会社に対して、承継する権利義務の対価として、その全てを交付いたします。本件吸収分割に際して交付される株式の数については、分割会社が承継会社の完全親会社であることを勘案して、分割会社及び承継会社の協議により決定したものであり、相当であると判断しております。

#### (2) 資本金及び準備金の額に関する事項

本件吸収分割により増加する承継会社の資本金及び準備金の額は、0円といたします。これは、本件吸収分割後の承継会社における機動的な資本政策を考慮し、会社計算規則に基づき決定したものであり、相当であると判断しております。

### 3. 承継会社に関する事項

承継会社には確定した最終事業年度はありません。

#### (1) 成立の日における貸借対照表の内容

別紙2に記載のとおりです。

#### (2) 臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 成立の日後に生じた重要な後発事象等の内容

該当事項はありません。

4. 分割会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

(1) 最終事業年度に係る計算書類等

分割会社は、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）」よりご覧いただけます。

(2) 臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

5. 分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象等の内容

(1) 株式会社スタジアムの株式の取得

当社は、2023年6月30日開催の臨時取締役会において、株式会社スタジアム（本社：東京都港区、代表取締役：石野悟史）の株式を取得し、子会社化することを決議し、同日付で取得しております。企業結合の概要は、以下の通りです。

① 企業結合の概要

(ア) 被取得企業の名称及びその事業内容

名称 株式会社スタジアム

事業内容 営業支援、ビジネスプロセスアウトソーシング等

(イ) 企業結合を行う主な理由

当社は、AIの利活用により、日本企業全体の生産性向上のためのサービスやプロダクト提供を通じて、社会課題の解決を目指しています。特にAIプロダクト事業においては、汎用的な課題を解決するサービスを創出し、多くの顧客、多くのユーザーにご利用いただくことで、結果としてコスト効率の良い運営が可能な仕組みを生み出し、社会課題の解決に繋がりたいと考えています。近時は、LLM（大規模言語モデル）の普及・浸透を追い風に、当社もこれを活用したサービスを複数発表し、また今後も同様に新規サービスの創出に取り組んでいます。同時に、開発した新規サービスをより多くの顧客に届けることも同様に重要な課題と位置づけています。

このたび株式を取得することを決定した株式会社スタジアムは、「未来のワークスタイルを変える」ことを経営理念に、2012年の設立以来大きく成長してまいりました。顧客企業のデジタル・DX商材を中心として販売拡大のサポートをする、デジタルソリューションセールス事業を主力事業としており、イ

ンサイドセールスからフィールドセールス、カスタマーサクセスまで一連の営業プロセスにおける各段階において、様々な手法による営業支援を提供できることを強みとしています。

今回、デジタル・DX 商材の販売拡大に関し高い知見を備えた営業人員を多数擁する株式会社スタジアムを当社グループに迎えることで、当社が現在保有し、また今後も増加を見込む様々なプロダクトの販売拡大での協業や相互送客を推進します。更に、当社の保有する多様な AI・テクノロジー資産を活用し、同社が得意とする営業代行での新規サービスや、新たにバックオフィス業務代行サービス等の検討を開始します。両社の緊密な協業によりシナジーを発揮し、一層の事業成長を実現してまいります。

(ウ) 企業結合日

2023 年 6 月 30 日

(エ) 企業結合の法的形式

株式取得

(オ) 結合後企業の名称

変更はありません。

(カ) 取得する議決権比率

100%

(キ) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得するためであります。

② 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

現金 2,700 百万円/取得原価 2,700 百万円

③ 主要な取得関連費用の内訳及び金額

アドバイザー費用等 3 百万円

④ 発生するのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間又は負ののれん発生益の金額及び発生原因

現時点では確定しておりません。

⑤ 企業結合日に受け入れる資産および引き受ける負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

(2) 第三者割当による自己株式の処分

当社は、2023 年 8 月 21 日の取締役会において、次のとおり第三者割当による自己株式の処分を行うことについて決議いたしました。

① 処分要領

(1) 処分期日	2023 年 9 月 5 日
(2) 処分する株式の種類および数	普通株式 456,800 株

(3) 処分価額	1株につき 394円
(4) 処分総額	179,979,299円
(5) 処分先	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与 ESOP 信託口）
(6) その他	本自己株式の処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

② 処分の目的及び理由

当社は、同日付の取締役会において、当社および当社子会社の従業員の当社グループへの帰属意識と経営参画意識を醸成し、長期的な業績向上や株価上昇に対するインセンティブを通じ当社の企業価値向上を図ることを目的に株式付与 ESOP 信託（以下「ESOP 信託」といいます。）の導入を決議しました。本自己株式処分は、ESOP 信託の導入に当たって、日本マスタートラスト信託銀行株式会社に設定される株式付与 ESOP 信託口に対し、第三者割当により行うものです。

(3) 連結子会社が営む事業の譲渡及び特別利益の計上

当社は、2024年2月14日開催の経営会議において、連結子会社の株式会社スタジアム（以下「スタジアム」といいます。）が営むインタビューメーカー事業を会社分割し、株式会社 ZENKIGEN（本社：東京都千代田区 代表取締役 CEO：野澤 比日樹 以下「ZENKIGEN」といいます。）に承継すること（以下「本吸収分割」といいます。）を決議し、同月15日付でスタジアムと ZENKIGEN との間で吸収分割契約を締結しております。本吸収分割の概要は、以下の通りです。

① 分割する事業

面接、応募者管理を一括で管理する採用面接システム「インタビューメーカー」の企画・開発・販売事業

② 当該子会社における本吸収分割の理由

当社の連結子会社であるスタジアムは、顧客企業のデジタル・DX 商材を中心として販売拡大のサポートをする、デジタルソリューションセールス事業、採用業務を効率化するインタビューメーカー事業を展開しております。インタビューメーカー事業は、多くの企業の採用業務効率化を支援して参りまして、更なる成長可能性を持つ事業であるものの、当社の営業業務効率化領域（セールス・テック）の成長に一層注力する経営方針に沿って、この度インタビューメーカー事業の譲渡を決定するに至りました。

譲渡先となる ZENKIGEN は、「テクノロジーを通じて人と企業が全機現できる社会の創出に貢献する」を会社ビジョンに掲げており、インタビューメーカー事業

がより直接的な相乗効果を得られるパートナーとして同社への事業譲渡を決定しました。

③ 本吸収分割の対価

本吸収分割の対価は、スタジアムと ZENKIGEN が合意した金 70 百万円としております。

④ ZENKIGEN が承継する権利義務

ZENKIGEN は、インタビューメーカー事業に関する資産、負債並びに雇用契約を除く契約関係及びこれに基づく権利義務を吸収分割契約書に定める範囲で承継します。

⑤ 債務履行の見込み

本吸収分割後にスタジアムが負担すべき債務について、その履行の見込みに問題はないものと判断しております。

⑥ 今後の見通し

本吸収分割に伴い、当社は、2024 年 3 月期第 4 四半期決算において、譲渡価額から同事業に関わる帳簿価額を差し引いた事業譲渡益 70 百万円を特別利益として計上する見込みです。

6. 効力発生日以後における分割会社及び承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

分割会社の 2023 年 12 月 31 日現在の貸借対照表における資産の額は 9,613 百万円、負債の額は 4,854 百万円であります。承継会社の成立の日における貸借対照表における資産の額は 50 百万円、負債の額は 0 円であります。

本件吸収分割により分割会社が承継会社に承継する資産の額は 81 百万円であり、負債は承継しない見込みであります。

本件吸収分割の効力発生日までの増減、及び効力発生日後の見通し等を勘案しましても、効力発生日以後、分割会社及び承継会社において、いずれも資産の額が負債の額を上回る見通しであり、その債務の履行に問題はないものと見込んでおります。

以上

## 吸収分割契約書

株式会社エクサウィザーズ（以下「甲」という。）と株式会社 ExaMD（以下「乙」という。）は、甲の健康・医療領域のマルチモーダル AI プロダクト・サービスに関する事業（以下「本事業」という。）に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割に関し、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第 1 条（吸収分割）

甲は、本契約の定めに従い、吸収分割（以下「本分割」という。）により、本事業に関して有する本権利義務（第 3 条第 1 項において定義する。以下同じ。）を、効力発生日（第 5 条において定義する。以下同じ。）に、乙に承継させ、乙は、これを甲から承継する。

### 第 2 条（商号及び住所）

本分割に係る吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

(1) 吸収分割会社（甲）

商号：株式会社エクサウィザーズ

住所：東京都港区東新橋一丁目 9 番 2 号

(2) 吸収分割承継会社（乙）

商号：株式会社 ExaMD

住所：東京都港区芝浦四丁目 2 番 8 号

### 第 3 条（承継する権利義務等）

- 本分割により乙が甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下「本権利義務」という。）は、別紙のとおりとし、別紙に記載のない権利義務は承継しない。
- 本分割による甲から乙に対する債務の承継については、重畳的債務引受の方法による。

### 第 4 条（分割対価）

乙は、本分割に際し、普通株式 100 株を発行し、その全部を甲に割り当て交付する。

### 第 5 条（乙の資本金及び準備金）

本分割により、乙の資本金及び準備金の額はいずれも増加しない。

### 第 6 条（効力発生日）

本分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2024 年 4 月 1 日とす

る。ただし、本分割に係る手続の進行その他の事由により必要があるときは、甲及び乙は、効力発生日を変更することができる。

**第 7 条（競業避止義務）**

甲は、乙が承継する本事業について、競業避止義務を負わない。

**第 8 条（本契約の変更、解除及び終了）**

本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間に、本契約に従った本分割の実行に重大な支障となりうる事象が発生し若しくは判明した場合には、甲及び乙は、誠実に協議し合意のうえ、本契約を変更し、又は解除することができる。

**第 9 条（協議事項）**

本契約に定めるもののほか、本分割に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙で協議のうえ、これを定める。

(以下余白)



別紙 1

本契約の成立を証するため、本契約の電磁的記録に甲乙が電子署名の上で各自これを保有する。

2024年2月13日

甲：東京都港区東新橋一丁目9番2号  
株式会社エクサウィザーズ  
代表取締役 春田 真

乙：東京都港区芝浦四丁目2番8号  
株式会社 ExaMD  
代表取締役 羽間 康至

## 別紙 承継権利義務明細書

甲は、以下に記載する資産、負債及びその他の権利義務（法令上承継可能なものに限る。）を、承継対象外財産を除き、効力発生日において乙に承継させ、乙はこれを承継する。なお、下記の金額は 2023 年 12 月 31 日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基準に算出しているため、実際に承継される金額は、当該金額に効力発生日の前日までの増減を加除した数値となります。

### 1. 承継する資産

#### (1) 流動資産

売掛金 45,029,241 円

#### (2) 固定資産

ソフトウェア 36,450,688 円

### 2. 承継する負債

なし

### 3. 承継するその他の権利義務等

#### (1) 雇用契約

本新設分割において、当社の従業員との間で締結している雇用契約の承継は行わない。ただし、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律第 5 条に基づき異議を申し出た従業員との雇用契約は除く。

#### (2) その他の契約等

本事業に関する契約上の地位及びこれらの契約に関連して発生した一切の権利義務。ただし、承継に相手方の承諾が必要な契約のうち、相手方の承諾がないもの及び当該契約に基づき発生した一切の権利義務は除く。

以上

成立の日における貸借対照表  
[2024年2月1日現在]

株式会社 ExaMD

(単位：円)

資産の部		純資産の部	
科目	金額	科目	金額
現金及び預金	50,000,000	資本金	50,000,000
資産合計	50,000,000	純資産合計	50,000,000